

亶理町と株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び株式会社ヨークベニマル
との包括連携協定に関する協定書

亶理町（以下「甲」という。）、株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社ヨークベニマル（以下「丙」という。）は、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙との相互の連携及び協力により、それぞれの人的・物的資源を活用し、地域の発展と町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲、乙及び丙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力するものとする。

- (1) SDGs 推進に関すること
- (2) 地産地消と亶理町産品の販路拡大に関すること
- (3) 食育・健康増進に関すること
- (4) 環境対策に関すること
- (5) 子ども・青少年育成に関すること
- (6) 高齢者・障がい者支援に関すること
- (7) 災害対策・地域安全に関すること（平成19年11月16日付で乙と宮城県が締結している「災害時における物資の調達等に関する協定書」に基づき判断する。）
- (8) 亶理町の情報発信・PRに関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、甲、乙及び丙協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組の実施に際して、知りえた情報を他の当事者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示、漏えいしてはならない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲、乙及

び丙が何らかの申し出をしないときは、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月8日

甲 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町長

山田周伸

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

代表取締役

永松文彦

丙 福島県郡山市谷島町5番42号

株式会社ヨークベニマル

代表取締役社長

大高耕一路